

習志野市教育大綱(案)へ頂いた意見と市の考え方

1. パブリックコメント実施期間: 令和元年11月15日(金)～12月20日(金)
2. 意見提出者人数: 1名
3. 意見件数: 2件

No.	頁	項目	意見の概要	市の考え方
1	4	習志野市教育大綱	<p>権利教育をしてあげて欲しいです。「互いを認め合い尊重し合う教育」とありますが、人権は個人間だけのものではありません。社会権や参政権などあります。また、労働に関する権利・法、公的機関の利用の仕方など教えてあげて欲しいです(決してビジネスマナー研修などには陥らないで欲しいです。まさかとは思いますが念の為)。</p> <p>大抵の人は労働者となります。それなのに、まったく無防備に資本主義社会に放り出されている現状があると思います(ブラック企業等で使い潰されるなど)。義務教育には、権利教育は必須のことだと思います。これこそ「生きる力」を与えるということではないでしょうか？</p>	<p>権利に関する教育は主に社会科の学習を通して行っております。国が基準として定めております学習指導要領に則り、小学校では日本国憲法の学習において、基本的人権及びその尊重について学んでおります。中学校では、公民的分野の学習において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について学んでおります。今後とも学習指導要領に則り、児童生徒に「生きる力」を育むよう取り組んでまいります。</p>
2		その他	<p>ところでコメントは他の課などにも共有されるのでしょうか？いちいち内容かぶってるのに他の課にも同じことを送らなければいけないのでしょうか？</p>	<p>いただいた御意見につきましては、所管部局のみならず、庁内会議等で報告・共有、協議などを行った上で、市の考え方として取りまとめております。</p>